議案第48号

三芳町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

三芳町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年8月28日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

職員の育児休業等に関する条例(平成4年三芳町条例第21号)の一部改正に伴い、本 条例を改正したく、提案するものである。 三芳町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 三芳町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和44年三芳町条例第18号) の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう」を「全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

三芳町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 新旧対照表

改正後	現行
(給与の減額)	(給与の減額)

第15条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するま での子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項 の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特 別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に 係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であっ て、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4 第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児 童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下こ の条において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は 一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する 時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをい う。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしない が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、 配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢に より管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障が あるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、 管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必 要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し て6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において

第15条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう

_。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において

「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当である と認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員 が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要 とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介 護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の 勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につ き勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 をいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定 める教育施設における修学のため、修学に必要と認められる期間 中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) 又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日 以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職 日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をい う。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しな いことをいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規 定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当た りの給与額を減額して給与を支給する。

「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当である と認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員 が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要 とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介 護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において 1 日の 勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につ き勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 をいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定 める教育施設における修学のため、修学に必要と認められる期間 中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) 又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日 以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職 日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をい う。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しな いことをいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規 定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当た りの給与額を減額して給与を支給する。